

## 会員規則

JS1-05-1

公益社団法人 日本経営工学会

### (総則)

第1条 公益社団法人日本経営工学会における会員に関する事項は、定款で定めるものの他、この規則による。

### (権利)

第2条 正会員、名誉会員及び学生会員は本法人が刊行する学会誌及び資料配布を受けるほか、この法人の行う事業に参加する権利を有する。

- 2 賛助会員に関する権利は賛助会員細則に定める。
- 3 正会員、名誉会員および学生会員は、論文誌及び経営システム誌等の定期刊行物を各一部無料で配布される。
- 4 新入会員は、原則として年度の当初に溯って配布される。

### (義務)

第3条 会員は、登録した情報に変更が生じた場合には、すみやかに本法人に届け出なければならない。

### (権利の停止、復活及び資格の喪失)

第4条 会費の滞納期間が1年度以上の会員に対し、理事会で、権利停止・資格喪失予告者として、下記の議決を行う。

- (1) 当該年度の9月末日までに会費未納の場合は、会員の権利を当該年度の1月末日まで停止する。
- (2) 当該年度の1月末日までに会費未納の場合は、資格を喪失するものとする。
- 2 会費未納を理由として資格を喪失した元正会員が会費未納開始年度から現年度までの全会費を納入した場合は、会費未納開始時点に遡って会員権の復活を認める。
- 3 会員担当理事は前項1及び2の権利停止者・権利復活者および資格喪失者を理事会に報告し、承認を得る。

### (入会金及び会費)

第5条 会員は、次の入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金
  - ① 正会員 2,000円
  - ② 学生会員 1,000円
  - ③ 賛助会員 無料

(2) 会費

- ① 正会員 年額 10,000 円
- ② 学生会員 年額 4,000 円
- ③ 賛助会員 年 1 口以上 (1 口年 50,000 円)

(入会金の免除)

第 6 条 本会の優秀学生賞を受賞した学生会員は、入会金を免除する。

- 2 学生会員から正会員へ移籍する会員は、入会金を免除する。

(会費の免除)

第 7 条 次の者は会費を免除する。

- (1) 名誉会員
  - (2) 理事会の決議により会費の納入が免除された者
  - (3) 本会の優秀学生賞を受賞した学生会員は、入会初年度の会費の納入が免除される。
- 2 災害等の事由により会費等の納入が困難な者には、本人の申請により理事会の決議を経て、期間を定めて会費納入を減免することができる。
  - 3 前項の減免期間は、同様の手続きを経て、延長することができる。

(名誉会員の推薦)

第 8 条 会員委員会は、当該事業年度 (4 月 1 日から 3 月 31 日) に、名誉会員推薦細則に適合する会員を調査し、毎年度 3 月に開催される理事会へ報告する。

(会員情報の保存)

第 9 条 会員が登録した情報は、庶務委員会の監督の下に業務委託先の企業が保管する。

(会員情報の利用)

第 10 条 会員登録した情報の利用は、庶務委員会の承認の下、業務委託先の企業の担当者が入出力操作をして利用する。

- 2 論文誌編集委員会、大会委員会及び会員委員会は、業務遂行上必要な会員の情報を利用することができる。
- 3 支部事務局は、当該支部会員等との連絡のために所属支部会員の情報を利用することができる。
- 4 その他、委員会等で会員の情報を利用する場合は、理事会の承認を経て業務委託先の企業と調整し利用する。

(規則の改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附則

- 1 この規則の担当は会員委員会とする。
- 2 この規則は、平成 22 年 5 月 15 日より施行する。
- 3 平成 25 年 5 月 18 日改正する。